

名誉教授に関する規程

制定 昭和48. 4. 1

改正 平成元. 9. 29

平成 3. 5. 24

第1条 学校教育法第106条に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「大学」という。）名誉教授に関する規程を次のとおり定める。

第2条 大学は、次の各号の一に該当する者のうち教授会の議を経て、名誉教授の称号を授与することができる。

- (1) 学長として6年以上在職し、特に功績のあった者
- (2) 教授として20年以上在職し、特に功績のあった者
- (3) 削除

第3条 前条の在職年数の計算は、次によって行う。

- (1) 助教授、専任講師としての年数は2分の1にみなす。
- (2) 削除

第4条 退職時において学長又は教授の職にあった者で、第2条の年数に達しない場合においても、教授会が教育上又は特に功績が顕著と認めた者には、名誉教授の称号を授与することができる。

第5条 名誉教授の資格審査は、第2条、第3条によって行い、教授会の推薦に基づき大学が市長の承認を経て、本人に別記様式の辞令書を交付してその称号を授与する。

第6条 名誉教授には、本学の諸式典その他重要な行事への招待、研究上の諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物贈呈などの礼遇を与える。

第7条 この規程は、教授会の議決がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、平成元年9月29日から施行する。

この規程は、平成3年5月24日から施行する。